大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

大分労働局長　小笠原清美

第４号中「１時間764円」を「１時間784円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

大分労働局長　小笠原清美

第４号中「１時間780円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

平成29年度特別支援学校教員資格認定試験合格者

平成29年度特別支援学校教員資格認定試験実施要領７⑵に基づき、平成29年度特別支援学校教員資格認定試験に合格した者の受験番号を次のとおり発表する。

平成29年11月20日

文部科学大臣　林　芳正

試験種目　自立活動（視覚障害教育）

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
5003	5005	5007	5008	5010

試験種目　自立活動（言語障害教育）

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
6001	6002	6003	6004	6005	6006	6008
6012	6014	6017	6019	6022	6025	6030
6034						

公　告

諸事項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成29年11月10日付で平成29年11月11日から平成30年１月10日までの２月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成29年11月20日

金融庁長官　森　信親

記

公認会計士　山田　集輔

公認会計士登録番号　第4691号

事務所所在地　静岡県熱海市下多賀884番地の１

工場財団

東京都目黒区平町一丁目10番23―102号**飯田剛士**の工場財団に千葉県山武市松尾町五反田字皿沼1763番地１、1764番地１、1764番地２五反田発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年11月20日

千葉地方法務局東金出張所

東京都港区西麻布四丁目５番10―2104号**阪田裕尚**の工場財団に千葉県東金市宿字申新田1478番地２東金発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年11月20日

千葉地方法務局東金出張所

有権者申出方

元当局所属公証人楢崎康英の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年11月20日　岡山地方法務局

元当局所属公証人石川和雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年11月20日　山口地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年11月８日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年11月20日

福島地方法務局長　大橋　光典

記

氏名　小野田幹朗

所属する司法書士会　福島県司法書士会

登録番号　福島第284号

事務所の所在地　いわき市小島町一丁目６番地の９

違反行為　本人確認及び登記申請意思確認義務違反

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成29年11月10日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年11月20日

千葉地方法務局長　持田　弘二

記

氏名　橋村　三郎

所属する土地家屋調査士会　千葉県土地家屋調査士会

登録番号　千葉第1326号

事務所の所在地　千葉県旭市ニの2446番地の２

違反行為　虚偽の調査、測量の禁止等

酒類の地理的表示「白山」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成29年11月20日

国税庁長官　佐川　宣寿

名　称	白山
産地の範囲	石川県白山市
酒類区分	清酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 米及び米こうじに国内産米（農産物検査法（昭和26年法律第144号）により醸造用玄米の１等以上に格付けされたものであって、精米歩合70％以下のものに限る。）のみを用いたものであること。水に石川県白山市内で採水した水のみを用いたものであること。酒税法第３条第７号に規定する「清酒」の原料を用いたものであること。ただし、酒税法施行令第２条に規定する清酒の原料のうち、アルコール（原料中、アルコールの重量が米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えない量で用いる場合に限る。）以外は用いることができないものとする。 ㈱　精米歩合とは、「清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第８号）」第１項第１号に掲げるところによる。 ・製法 酒税法第３条第７号（同号ハに係る部分を除く。）に規定する清酒の製造方法により、石川県白山市内において製造されたものであること。ただし、もろみの製造に当たっては、液化仕込みを行わないこと。酒母を用いた製造であること。こうじ米の使用割合は、20％以上であること。製造工